

副本

平成29年(ラ)第63号

抗告人 [REDACTED] 外3名

相手方 四国電力株式会社

平成29年6月20日

証拠説明書 (1 1)

広島高等裁判所第2部 御中

相手方訴訟代理人弁護士 田 代



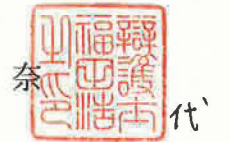
同弁護士 松 繁



同弁護士 川 本 賢



同弁護士 水 野 絵 里 奈



同弁護士 福 田



同弁護士 井 家 武



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙 3 1 8	衆議院における原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一八〇第四〇九号）	写し	平成24年 9月14日	内閣総理大臣野田佳彦
	<p>(立証趣旨)</p> <p>衆議院における原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件に関する質問に対して、当時の政府が以下の内容の答弁をしていることなどを証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法7条7項各号の規定は、委員長又は委員に任命される時点において適用されること ・「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」で欠格要件とされる「就任前直近3年間に、原子力事業者等及びその団体の役員、従業者等であった者」における「原子力事業者等」について、電力会社及びその子会社等の経済的に強いつながりが認められる者を指し、独立行政法人及び公益社団法人は含まれていないこと <p>本書証は、第180回国会における質問に対する答弁として、衆議院のウェブサイト (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b180409.pdf/\$File/b180409.pdf) に掲載されているものである。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙 3 1 9	衆議院における原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件の指針に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一八六第二一〇号）	写し	平成26年 6月20日	内閣総理大臣安倍晋三
	<p>(立証趣旨)</p> <p>衆議院における原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件の指針に関する質問に対して、当時の政府が、原子力規制委員会の委員長及び委員については、原子力規制委員会設置法7条1項に定める「人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者」との要件を満たすとともに、同条7項に定める欠格要件に該当しない者のうちから、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する同委員会の委員長及び委員として最適任と考えられる者を選定し、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すべきものと答弁していることを証する。</p> <p>本書証は、第186回国会における質問に対する答弁として、衆議院のウェブサイト (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b186210.pdf/\$File/b186210.pdf) に掲載されているものである。</p>			

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙320	第一百八十六回国会衆議院環境委員会 議録第九号	写し	平成26年 6月25日	衆議院事務局
	(立証趣旨) 「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」は、時の政府が政策として法律上の欠格要件にさらに要件を追加したものであることを証する。 本書証は、第186回国会衆議院環境委員会の会議録として国立国会図書館の国会会議録検索システムのウェブサイト (http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/186/0017/18606060017009.pdf) に掲載されているものである。			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙321	福島第一原子力発電所事故 事務局 長報告書	写し	平成27年 8月	国際原子力機関 (IAEA)
	(立証趣旨) IAEAが、福島第一原子力発電所事故について、「発電所の主要な安全施設が2011年3月11日の地震によって引き起こされた地盤振動の影響を受けたことを示す兆候はない。これは、日本における原子力発電所の耐震設計と建設に対する保守的なアプローチにより、発電所が十分な安全裕度を備えていたためであった。しかし、当初の設計上の考慮は、津波のような極端な外部洪水事象に対しては同等の安全裕度を設けていなかった」と評価していることを証する。 本書証は、IAEAのウェブサイト (http://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/SupplementaryMaterials/P1710/Languages/Japanese.pdf) に掲載されているものである。			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙322	GENERAL SITE SUITABILITY CRITERIA FOR NUCLEAR POWER STATIONS	写し	平成26年 3月	米国原子力規制委員会 (NRC)
	(立証趣旨) 福島第一原子力発電所事故後の2014年に改正されたNRCの規制指針 (RG4.7) には、原子力発電所敷地近傍の地表断層について、距離等の数値を基準に原子力発電所の敷地としての適否を示すのではなく、永久変位が生じる可能性がある場合には、他の候補地を推奨すると規定し			

	<p>ていること（本書証15頁）を証する。</p> <p>本書証は、原子力発電所の一般的サイト適合性基準（GENERAL SITE SUITABILITY CRITERIA FOR NUCLEAR POWER STATIONS）に関する規制指針（REGULATORY GUIDE）として、米国原子力規制委員会（NRC）のウェブサイト（https://www.nrc.gov/docs/ML1218/ML12188A053.pdf）に掲載されているものであり、立証趣旨に関連する範囲（C. STAFF REGULATORY GUIDANCEの前文、1及び2（15頁））において相手方が作成した日本語訳を付している。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙323	改訂 原子力安全の論理（抜粋）	写し	平成18年 2月22日	佐藤一男
	<p>（立証趣旨）</p> <p>原子力発電所の敷地について、原子炉の異常や事故を誘発するような「外部事象」の発生する可能性が全くないという地点はあり得ないので、まずその可能性が低いところを選び、設計以降でその地点に特有な条件を考慮して対策を立てることが予定されていることを証する。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙324	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム 第4回会合	写し	不明	原子力規制委員会
	<p>（立証趣旨）</p> <p>新規制基準検討チームにおける議論において、独立行政法人原子力安全基盤機構の阿部清治技術参与が、シビアアクシデント対策代替電源設備の位置的分散（位置的多様性）は、津波に対する対策としてではなく、地震動も含む共通原因に対する対策として要求されるものであると指摘したこと及びその指摘に対して他の出席者から異論がなかったことを証する。</p> <p>本書証は、平成24年11月21日に開催された「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」の第4回会合の議事録として原子力規制委員会のウェブサイト（http://www.nsr.go.jp/data/000050414.pdf）に掲載されているものである。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙325	伊方発電所3号炉設置許可基準規則等への適合性について（設計基準対象施設）（抜粋）	写し	平成27年 5月19日	相手方

	<p>(立証趣旨)</p> <p>相手方は、竜巻により飛来物となり得る車両や資機材について、固縛、固定又は竜巻防護施設との離隔を適切に行い、完全な固縛管理が困難な乗用車等の車両については、駐車禁止エリアを定め、作業のための資機材運搬車両等以外の運転者が長時間離れるような車両の駐車を原則禁止するなど、飛来物発生防止対策を講じ、竜巻による飛来物の発生数を極力少なくしていることを証する。</p> <p>本書証は、相手方が、平成27年5月19日に原子力規制委員会に提出した資料であり、国立国会図書館のウェブサイト (http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9568774/www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yushikisya/tekigousei/power_plants/ikata3/meeting/h27_05.html) に掲載されているものから一部を抜粋したものである。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙326	平成25年度第65回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合議事録	写し	不明	原子力規制委員会
	<p>(立証趣旨)</p> <p>平成25年度の第65回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、相手方が、飛来物発生防止対策の徹底を図り、竜巻による飛来物の発生数を極力少なくしていることから、複数の飛来物が使用済燃料ピットに侵入する可能性は極めて小さい旨説明し、その考え方が認められていることを証する。</p> <p>本書証は、平成25年12月27日に開催された原子力規制委員会の議事録として、原子力規制委員会のウェブサイト (https://www.nsr.go.jp/data/000035628.pdf) に掲載されているものである。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙327	伊方発電所3号機工事計画に係る説明資料(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) (抜粋)	写し	平成28年 3月3日	相手方
	<p>(立証趣旨)</p> <p>相手方が、次回の燃料取り出し以降、取り出し後の使用済燃料を使用済燃料ピット内で分散して配置することとしていることを証する。</p> <p>本書証は、相手方が、平成28年3月3日に原子力規制委員会に提出した資料であり、国立国会図書館のウェブサイト (http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10317940/www.nsr.go.jp/data/000144396.pdf) に掲載されているものから一部を抜粋したものである。</p>			

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
乙328	新潟県中越沖地震に対する柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性の検討状況について (抜粋)	写し	平成19年 12月25日 東京電力株式会社
	<p>(立証趣旨)</p> <p>東京電力株式会社 (現:東京電力ホールディングス株式会社) が, 新潟県中越沖地震の際に柏崎刈羽原子力発電所内で生じた地盤の変状について調査を行った結果, 液状化が発生しているのは, 海側の地下水位が高く地下水が飽和した地盤であることを証する。</p> <p>本書証は, 平成19年12月25日に開催された経済産業省の第3回総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループの資料として, 経済産業省のウェブサイト (http://www.meti.go.jp/committee/materials/g71225e.j.html) に掲載されているものから一部を抜粋したものである。</p>		
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
乙329	工事計画認可申請書 (伊方発電所第3号機の変更の工事) の補正書 (補正を行う書類のうち, 添付資料の資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び屋外、屋内アクセスルートについて」の記載を抜粋)	写し	平成28年 3月3日 相手方
	<p>(立証趣旨)</p> <p>以下の事項を証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所がいずれも標高 (E.L.) で約10m以上の地点に位置していること ・埋立部の地下構造物については, 鋼板設置等の事前対策を行っていること, 地下構造物の損壊に伴って発生する陥没を想定しても仮復旧作業を行うことで比較的短時間で通行性を確保することが可能であること ・相手方は, 本件発電所の敷地の埋立部において, 保守的に液状化及び揺すり込みによる不等沈下が発生することをあえて想定するとともに, 地下構造物の損壊による陥没の発生なども考慮し, アクセスルートにおける影響評価を実施し, アクセスルートの通行性に支障がないことを確認していること <p>本書証は, 相手方が, 平成28年3月3日に原子力規制委員会に提出した本件3号機の工事計画認可申請書の補正書として, 原子力規制委員会のウェブサイト (https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/PWR/00000253.html) に掲載されているものから一部を抜粋したものである。</p>		

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙 3 3 0	伊方発電所 3 号炉設置許可基準規則等への適合性について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 (抜粋)	写し	平成27年 5月19日	相手方
	<p>(立証趣旨)</p> <p>以下の事項を証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件 3 号機の格納容器内に設置したイグナイタについて、コイル状の電気ヒータ (ヒーティングコイル) に通電することにより、ヒータを加熱させ、水素を燃焼させる装置であり、静的触媒式水素再結合装置 (P A R) による水素除去と相まって、より一層の格納容器内の水素低減に有効なため設置したものであること ・ イグナイタは起動後約 2 分程度でコイル表面温度を上げ、イグナイタ近傍の空気温度を水素の自己発火温度である約 5 6 0℃まで上昇させ、イグナイタ周囲の水素を自己燃焼させること、 ・ イグナイタによって周囲の水素が燃焼する際には、周囲の水素についても火炎伝播によって燃焼し、格納容器内の水素濃度をイグナイタの燃焼限界濃度に維持すること、 ・ 本件 3 号機で設置したイグナイタは、格納容器内水素濃度が 1 3 % 以上に至る前に効果を発揮することを試験により確認しており、また、イグナイタの設置場所については、炉心損傷時に発生する水素は格納容器内で均一に混合するというこれまでの実証試験や解析の結果等も踏まえて、水素が放出される位置とその後の通過経路を推定して設置し、発生した水素を確実に処理することとしていること ・ 仮にこれらのイグナイタによっても処理できず、格納容器ドーム部に流入し頂部付近に滞留もしくは成層化した水素に対しても早い段階から確実に処理出来るよう、さらなる安全性の向上を目的に格納容器ドーム部頂部付近にもイグナイタを 2 個 (うち予備 1 個) 設置していること <p>本書証は、相手方が、平成 2 7 年 5 月 1 9 日に原子力規制委員会に提出した資料であり、国立国会図書館のウェブサイト (http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9568774/www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yushikisya/tekigousei/power_plants/ikata3/meeting/h27_05.html) に掲載されているものから一部を抜粋したものである。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙 3 3 1	九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号及び 4 号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について (案) (抜粋)	写し	平成29年 1月18日	原子力規制委員会

	(立証趣旨) <p>大量の溶解物が水蒸気爆発の外乱となる可能性を考慮する必要性について、原子力規制委員会は、大量の溶融物が外乱となる可能性について、九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見への回答として、「大量の溶融物が少量の水を囲い込んだ場合、水蒸気爆発に関与する粗混合状態の溶融物の量が少ないことから、水蒸気爆発が発生したとしても、発生する機械的エネルギーによる影響は無視できると判断しています。」と説明していることを証する。</p> <p>本書証は、原子力規制委員会のウェブサイト (https://www.nsr.go.jp/data/000175362.pdf) に掲載されているものから一部を抜粋したものである。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙332	官報	写し	平成28年 9月21日	独立行政法人国立印刷局
	(立証趣旨) <p>平成28年9月21日、原子力規制委員会規則第10号が公布され、同日、実用炉規則が改正されて信頼性確認制度に係る規定(実用炉規則91条2項28号)が設けられたことを証する。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙333	原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド	写し	平成28年 9月21日	原子力規制委員会
	(立証趣旨) <p>平成28年9月21日、原子力規制委員会が、実用炉規則91条2項28号等の規定による確認(個人信頼性確認)を実施するため、関連する規定の解釈及び個人信頼性確認の判断基準その他必要な事項に関する原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイドを制定したことを証する。</p> <p>本書証は、原子力規制委員会のウェブサイト (https://www.nsr.go.jp/data/000164922.pdf) に掲載されているものである。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙334	内部脅威対策の強化(個人の信頼性確認制度の導入等)のための原子力規制委員会規則(案)等の概要	写し	平成28年 7月14日	原子力規制庁

	<p>(立証趣旨)</p> <p>信頼性確認制度は、原子力規制委員会、核セキュリティに関する検討会及び核セキュリティに関する検討会個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループにおける議論を経て導入されたこと、関連する規定が整備されたことを証する。</p> <p>本書証は、内部脅威対策の強化（個人の信頼性確認制度の導入等）のための原子力規制委員会規則（案）に対するパブリックコメントを実施する際に、その概要を説明するために添付された資料で、電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイト（http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198281003&Mode=0）に掲載されているものである。</p>			
号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
乙 3 3 5	「四国電力（株）から伊方発電所核物質防護規定の変更認可申請を受理」と題する書面	写し	平成29年 3月31日	原子力規制委員会
	<p>(立証趣旨)</p> <p>平成29年3月31日、相手方が、信頼性確認制度を導入するにあたり、核物質防護規定の変更認可申請を行ったことを証する。</p> <p>本書証は、原子力規制委員会のウェブサイト（http://www.nsr.go.jp/disclosure/law/bousai/Physical_Protection/00000209.html）に掲載されているものを印刷したものである。</p>			